

「札幌市IT産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務」に係る公募型プロポーザルの実施について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月4日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課IT産業係
電話(011)211-2379

2 契約に関する事項

(1) 業務名

「札幌市IT産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務」

(2) 業務内容

「札幌市IT産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務」仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア プロポーザル参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画選考委員会で審査

ウ イの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。なお、プロポーザルの応募方法及び提出書類の詳細については、「札幌市IT産業海外案件受託促進に向けた実態調査業務」提案説明書（募集要領）による。

3 申込期限

(1) 参加意向申出書：令和7年11月12日（水）締切

(2) 企画提案書等一式：令和7年11月17日（月）締切

4 参加資格

応募者は札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）登録されている場合には（6）～（11）全てに該当する者とし、上記参加資格名簿に登録されていない場合は（1）～（5）のいずれにも該当しないかつ、（6）～（11）全てに該当する者とする。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者（ただし、

これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (9) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (10) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (11) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25 年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

5 企画公募要項の交付方法

令和7年11月4日から札幌市公式ホームページに公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keizai/keiyaku/it/kaigai.html>